

みんなで歩いて、災害復興支援!

今回の「みんなで歩活」は、事業参加費(健保負担)の一部とイベント参加状況に応じた支援金を、地域の復興支援(平成28年熊本県地震の被災地へ寄付)を実施しました。



しくみ

- 「みんなで歩活」本戦期間中に平均歩数8,000歩達成すると自動的に応募となります。
※平均歩数8,000歩に満たない場合は応募とカウントされません。
- 応募数に応じて、イベント参加費の一部より健保連を通じて熊本県へ寄付いたします。
※応募数の管理・健保連への連絡については、「みんなで歩活」を運営するDeSCヘルスケア株式会社が代行します。



健保連イベントページ
<http://www.knpwalk.com/>

貢献実績

参加費用(健保負担)

10,000円(※)-1,000円
=9,000円

成果報酬型参加費用

50円×278人
=13,900円

寄付金

= 22,900円

※DeScヘルスケア株式会社の運営費として支払い



はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧療養費の申請方法は償還払い(立替払い)です。

償還払い(立替払い)とは

患者はあらかじめ医療機関(病院等)で医師の診察を受け、鍼灸師等の施術に関する「同意書」の交付を受ける必要があります。同意書に基づく療養費の支給が可能な期間は6ヵ月です。

※あんま・マッサージ・指圧の変形徒手矯正術の場合、同意書に基づく療養費支給可能期間は1ヵ月です。
※施術期間が6ヵ月を超える場合、医師による再同意書の交付が必要です。

健康保険が適用されるのは下記の場合のみです

はり・きゅうの場合

慢性病で、医師による適当な治療手段がない場合に限り健康保険が使える

対象となる疾病

神経痛・リウマチ・頸腕症候群
五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチ等と同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては、上記以外でも認められることがあります。

あんま・マッサージ・指圧の場合

医療上、マッサージを必要とする症状に限り健康保険が使える

対象となる症状

筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮 など

※ただし、可動域の拡大等、症状の改善を目的としていること。

- 保険医が交付する施術への「同意書」が必要です。疲労回復・慰安・予防を目的とする施術は保険適用の対象外となります。また、同一疾病の治療やマッサージを同時に医療機関で行っている場合も対象外となります。